

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 1 回 会 議

平成 1 6 年 6 月 2 日 (水)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第1回会議

1 日時

平成16年6月2日(水)午後2時開会・午後3時42分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	梶河正孝	委員	寺岡増紀
委員	廣瀬年久	委員	嶋野勝路
委員	加茂富義	委員	上北東太郎
委員	谷本繁男	委員	香川深雪
委員	高砂清一	委員	加藤博美
委員	大橋光政	委員	小西百々代
委員	新上隆司	委員	岡田賢
委員	梶村傳	委員	藪淳子
委員	大浦澄子	委員	増田富子
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 1人

委員	三好治
----	-----

5 事務局

事務局長	林昇	総務班長 兼調整班兼計画班	船川勇二
事務局次長	加藤昭彦	総務班 兼調整班	安西正門
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	総務班	黒淵博美

会 議 次 第

1 開会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委員等紹介

4 議事

(1) 報告事項

報告第1号 高松市・庵治町合併協議会規約について

報告第2号 高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書について

(2) 議案事項

議案第1号 高松市・庵治町合併協議会会議規程について

議案第2号 高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程について

議案第3号 高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第4号 高松市・庵治町合併協議会幹事会規程について

議案第5号 高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程について

議案第6号 平成16年度高松市・庵治町合併協議会事業計画について

議案第7号 平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算について

議案第8号 合併協定項目について

議案第9号 合併協定項目の協議方針について

(3) 協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について

協議第2号 合併の期日（協定項目第2号）について

協議第3号 市の名称（協定項目第3号）について

協議第4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について

5 その他

(1) 市町合併の手續の概要について

(2) 高松市・庵治町の主なデータ等について

(3) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第 1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第1回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと御多忙中のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会は、本来、議長の権限ということになりますが、本日は、本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も、後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられました私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくをお願いいたします。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

会議次第 2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2 会長及び副会長あいさつでございますが、まず、高松市・庵治町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 失礼いたします。合併協議会規約に基づく協議の結果、協議会の会長を務めさせていただくことになりました増田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高松市・庵治町合併協議会の第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員皆様方には、大変お忙しい中を本日の会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、庵治町と高松市でございますが、これまで広域行政を通じて深いつながりを保ってきた間柄でございますが、このたび両市町の議会での合併協議会設置議案の議決を経まして、昨日、合併協議会が発足し、本日、第1回協議会の開催という運びとなりました。

今さら申し上げるまでもなく、今日、合併問題は地方自治体にとって最大の課題でございます。今、日本じゅうの自治体において、それぞれの立場で合併についての検討が真剣に行われておるところでございます。

このような中、合併特例法の期限も考慮いたしますと、タイムリミットとも言えるこの時期に、庵治町、高松市との合併協議会がスタートできるということにつきまして、大変意義深いものがあると存じます。私といたしましては、この協議会の場において、合併に係るさまざまな課題や問題点、対応策などを広くオープンにする中で、住民の皆さんに、合併についての適切な判断を行っていただけるよう、そして両市町の将来展望と住民福祉の向上の観点から、建設的な議論が行われることを強く期待をいたしておるところでございます。

どうか、委員皆様方におかれましては、円滑な会議の運営ができますよう、格別の御理解、御協力をお願い申し上げます。私のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります梶河庵治町長よりごあいさつを申し上げます。

梶河副会長 御紹介をいただきました、この協議会副会長というふうになりました庵治町長の梶河でございます。大変お世話になります。皆さん、どうぞよろしく願いをいたします。

このたびは、庵治町住民のアンケート調査によりまして、高松市との合併というふうな意向が非常に強いということから、大変遅くなったわけでございますが、3月の初めに市長さんにお目にかかり、協議会の設置ということでお願いを申し上げました。大変お忙しい中、また期日が迫っておる中ではございましたけれども、市当局、また市議会の皆さん方の本当に温かい御理解をいただきまして、きょう、このように6月定例議会を控えて大変であったかと思いますが、会を持っていただけるというふうな運びになりまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

会長さんのごあいさつにもありましたように、時代が大きく変わってきて、自治体の構成というのもだんだん大きく大きくというふうな形に動いてきております。庵治町というのは、御承知かと思いますが、明治の市制町村制ができて以来、合併を経験したことの無い地域でございます。ちょうど形が孤島のような形、牟礼町との境に大きな峠がございます。生活のエリアというのは庵治の中というふうなことでやってきたわけでございます。

が、時代が大きく変わってきて、道路もよくなり、交通の便もよくなり、行き来も非常にふえてきたというふうな中から、外との交流、大変高松の方へ向かって毎日通勤する方も多くなってきております。そういうことから、住民の間に合併というふうな機運もかなり高まってきたということを受けて、非常に急なお話ではございましたけれども、協議会の設立ということをお願い申し上げたわけでございます。

何を申し上げましても、合併をするというふうなことで、地域の住民が幸せになるというよりは、地域住民そのものが幸せになろうという努力が必要であるというふうに私は考えておまして、ただ単に執行部が合併に走るというふうなことでなくて、住民ともどもに、合併をするのであればするという心構えの上で合併に持ち込みたいというのが私の真意でございます。そういうことから、できるだけ住民にも情報を公開し、理解を深めていただいて話を深めていきたいというふうに思っております。

いろいろと素人のような意見が出るかも知れませんが、そこは御理解をいただきまして、お話し合いをよろしくお願ひしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

会議次第 3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3委員等紹介に移ります。

お手元の高松市・庵治町合併協議会委員等名簿に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、先ほどごあいさつを申し上げました、本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

同じく、ただいまごあいさつをいただきました本合併協議会の副会長であります庵治町の梶河正孝町長でございます。

次は、高松市の廣瀬年久助役でございます。

庵治町の加茂富義収入役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の谷本繁男議長でございます。

庵治町議会の高砂清一議長でございます。

高松市議会の大橋光政副議長でございます。

庵治町議会の新上隆司副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく高松市議会の森谷芳子議員でございます。

次は、庵治町議会の議員でございますが、三好 治議員は本日欠席でございます。

次に、庵治町議会の寺岡増紀議員でございます。

同じく庵治町議会の嶋野勝路議員でございます。

同じく庵治町議会上北東太郎議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。高松市の香川深雪様でございます。

同じく高松市の加藤博美様でございます。

同じく高松市の小西百々代様でございます。

次は、庵治町の岡田 賢様でございます。

同じく庵治町の藪 淳子様でございます。

同じく庵治町の増田富子様でございます。

以上2名が、本合併協議会の規約に基づく会長及び委員でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、その下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から本合併協議会の規約に基づき、高松市の北原和夫代表監査委員及び庵治町の中村久雄代表監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます。

続きまして、本合併協議会の事務局職員でございますが、ただいまごらんいただきました委員等名簿の裏に事務局職員名簿を掲載しております。個々の紹介は省略をさせていただきますが、ごらんの体制で協議会の事務を行うことといたしております。また、高松市の職員につきましては、市の業務との兼務という状態になっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

会議次第 4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4議事に入るわけでございますが、ここで会議での発言要領についてお願いがございます。

協議会の会議につきましては、会議録を作成することといたしておりますので、御発言をされる場合には、まことに恐れ入りますが、まず、議長の許可を得た上、お手元のマイ

クのスイッチ、緑色のスイッチでございますが、それを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いいたします。

会長、よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくご願ひいたします。

会議次第4（1）報告事項

議長（増田会長） 会議次第の4、（1）の報告事項に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) 事務局次長の加藤と申します。どうぞよろしくご願ひいたします。

報告第1号及び第2号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願ひます。

まず、報告第1号高松市・庵治町合併協議会規約についてでございますが、規約の内容につきまして、その要点を説明させていただきます。

次の資料2ページをお開き願ひます。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておりまして、その根拠法といたしまして、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載をされております。

次に、第2条は、協議会の名称でございますが、高松市・庵治町合併協議会と称することといたしております。

次に、第3条は、協議会の担任する事務について定めておりまして、まず、1点目といたしまして、1市1町の合併に関する協議、2点目といたしまして、合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目といたしまして、前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担任することといたしております。

次に、第4条は、協議会の事務所についてでございますが、本協議会の事務所は高松市に置くことといたしております。

次に、第5条は、組織でございますが、協議会は、会長及び委員をもって組織するもの

と定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。

このように「1市1町の長が協議して定める」という規定が、この規約の中に全部で9カ所ございますが、これらの協議結果につきましては、次の報告第2号で説明をさせていただきます。

次に、3ページに参りまして、第8条は、委員についての規定でございます。

まず、第1項の第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役でございますが、複数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役1人とし、助役を置いていない場合にあっては、収入役といたしております。

次に、第2号委員として、1市1町の議会の正・副議長、第3号委員として、1市1町の議会のうちからそれぞれの議会の選出した者、各市町4人以内となっております。

次に、第4号委員でございますが、1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、各市町からそれぞれ3人以内となっております。

また、第2項におきまして、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議についてでございますが、会議は、会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならないことなどを規定いたしております。

次に、第10条の会議の運営でございますが、第1項では、会議は、委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では、会長は会議の議長となることを規定いたしております。また、第3項におきまして、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定めることとなっておりますが、後ほど議案第1号高松市・庵治町合併協議会会議規程として、本日お諮りすることといたしております。

次の第11条から4ページの第13条までは、本協議会の会議におきまして御協議いただく前に、調査・審議・調整等を行うための機関として、小委員会、幹事会並びに事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議会に要する経費、第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございますが、このうちの経費、財務に関する事項及び報酬及び費用弁償につきましては、次の報告第2号の中で改めて説明させ

ていただきます。

次に、第18条は、協議会の解散の場合の措置について定めております。

また、附則といたしまして、この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行することといたしております。

以上が、報告第1号高松市・庵治町合併協議会規約についてでございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

資料6ページをお開き願います。

報告第2号高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書についてでございます。

この協議書につきましては、ただいま規約の説明の際に申し上げました規約の中で、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、昨日6月1日に高松市長、庵治町長の間で取り決め、調印をしたものでございます。

資料7ページをごらんいただきたいと思います。

ページの中ほどから下に、市長・町長が協議して定めた事項を記載しております。

まず、1と2では、会長には高松市長、副会長には庵治町長をそれぞれ選任することといたしております。

次に、3の委員につきましては、先ほどの規約第8条第2項に規定する必要に応じて1市1町の長が協議して定める委員といたしましては、当分の間、置かないものとするとしております。

4は、事務局についてでございますが、(1)で、後ほど御説明いたします事務局規程を定めること、また、次の8ページの(2)にございますように、事務局の職員については、1市1町の長がそれぞれ命じた職員をもって充てることといたしております。

次に、5の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する費用につきましては、それぞれの市町が負担し、それを除いた金額を1市1町で均等して負担することといたしております。

次に、6の財務に関する事項、7の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど説明をいたします財務規程並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途定めております。

次に、8の規約の施行日につきましては、平成16年6月1日とし、この日をもちまして合併協議会が発足したところでございます。

そのほか、9の内容の変更から12の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり

り定めております。

続きまして、資料10ページをお開き願います。

別紙の1 高松市・庵治町合併協議会事務局規程でございます。

まず、第1条にございますように、この規程は、規約第13条第2項の規定に基づき、1市1町の長が協議の上、ただいま御説明いたしました協議書の中の別紙として、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第3条、第4条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございますが、事務局は、総務班、調整班及び計画班の三つの班とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することといたしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱い規定、第10条は公印の取扱い規定、次の12ページに参りまして、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

なお、13ページには事務局の各班の分掌事務、また14ページから16ページにかけては、協議会の公印や合併協議会の起案用紙の様式を記載してあるものでございます。

以上が合併協議会事務局規程でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

17ページは、別紙2 高松市・庵治町合併協議会財務規程でございます。

この規程は、第1条にございますように、規約第16条の規定に基づき、協議書の別紙として、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款項及び目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、次の18ページに参りまして、第6条では協議会出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

別紙の3 高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。

この規程は、規約の第17条第2項の規定に基づき、協議書の別紙として、合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の規定による学識経験を有する委員、第2項の規定による委員、規約第15条第1項の規定による監査委員の報酬の額は、日額6,500円といたしております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、第1項では、具体的には、委員である両市町の議員が会議等に出席したときは、その費用弁償として、日額6,500円を支給することといたしております。

また、第2項では、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

以上が委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、ただいま御説明をいたしました三つの規程を含む協議書を、高松市長、庵治町長の間で、昨日6月1日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号及び報告第2号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました報告第1号及び報告第2号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（2）の議案事項に移ります。

議案事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件については、関連がございまして、一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第1号から議案第3号につきまして御説明いたします。

資料 2 1 ページをお開き願います。

まず初めに、議案第 1 号高松市・庵治町合併協議会会議規程についてでございますが、合併協議会の会議の運営に関し必要な事項については、規約第 1 0 条第 3 項の規定で「会長が会議に諮り、別に定める」とされておりますことから、この規定に基づき、本日議案として提出するものでございます。

次の 2 2 ページをお開き願います。

会議規程のうち、まず第 2 条の基本方針でございますが、第 1 項では、会議は公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは、非公開とすることができること、第 2 項では、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

次の第 3 条は、議長、委員の責務について規定いたしております。

次の第 4 条は、会議の開閉等ございまして、第 1 項で、会議の開閉は議長が宣告すること、第 2 項で、会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。

次の第 5 条は、会議の進行についての規定ございまして、第 1 項では、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする規定をいたしております。

この第 1 項の規定の趣旨でございますが、本合併協議会は議会とは異なり、議決機関ではなく意見集約を行う場でございますので、それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意見集約を行う中で一定の方向性を導き出すことといたしております。したがって、それぞれの協議項目について多数決で議事を進めていくということではなく、まずは、全会一致が原則であるということでございます。

しかしながら、すべてこれで参りますと、効率的な議事進行が図れないケースもございますので、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難である、そのような場合には、大方の賛同をもって議事を進めることとするものでございます。

この「大方の賛同」という表現でございますが、例えば 3 分の 2 であるとか、4 分の 3 であるとか、そのような表記の仕方も考えられますが、あくまで原則は全会一致でございまして、この原則を崩すような形で具体的な数字を記載することはどうかということで、県が作成いたしましたガイドブックの考え方や、県内のほかの合併協議会、あるいは県外の先進地域の事例なども参考にいたしまして、この「大方の賛同」という表現としたもの

でございます。

次に、第5条の第2項でございますが、協議事項は、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明することといたしております。この規定の内容につきまして、よりわかりやすく説明するために、本日、参考資料を添付いたしております。その資料をごらんいただきたいと存じます。

2ページ後の24ページでございます。24ページの資料をごらんいただきたいと存じます。

24ページの高松市・庵治町合併協議会会議における意思決定等についてでございます。この資料には、それぞれの案件の種類の説明と意思決定等の流れを記載しております。

まず、1の合併協議会会議へ提出する案件の分類でございますが、(1)から(3)にございますように、報告、議案、協議の3種類がございます。

まず、(1)の報告でございますが、記載してございますように、報告は、既に決定しており、協議会において共通認識を要する事項や、規約、規定等により会長が定めた事項などについて、協議会に説明し、委員の皆様へ共通認識を持っていただくもので、協議会としての意思決定等を必要としないものでございます。例えば、先ほど御報告いたしました協議会の規約、あるいは規約に関する協議書のほか、事務局規程など規約や規程等に基づき会長が定めたもの、また合併協議会だよりの発行やホームページの開設など、事務局からの報告がこれに該当いたします。

なお、協議会へ提出する際の番号の表記でございますが、四角の枠で囲んでおりますように、報告第何号と表記するものでございます。

次に、(2)の議案でございますが、議案は、規約、規程において会議に諮ることとされている事項などで、協議会の会議で議決、決定をする必要のあるもので、協議会としての意思決定を必要とするものでございます。例えば、本日、議案として提案しております会議規程や会議傍聴規程など、規約、規程の定めにより協議会で決定すべきもの、また事業計画や予算、合併協定項目の設定や合併協定項目の協議方針など、協議会として決定する必要のあるものがこれに該当いたします。

協議会に提出する際の番号の表記でございますが、協議会へは、枠で囲んでおりますように、議案第何号と表記して提出するものでございます。

次に、(3)の協議でございますが、協議は、合併協議会本来の最も重要な協議案件と

なります合併協定項目に該当する事項でございます、協議会として、確認、意思集約を要する案件でございます。これが先ほどの会議規程第5条第2項に規定する協議事項でございます、例えば、本日、協議第1号として提出いたしております合併の方式を初め、合併の期日や市の名称などの合併協定項目に関する事項などで、最終的に意思の決定をするのは、両市町の議会など、協議会以外の機関が決定する案件であるという点が議案と異なるところでございまして、この協議会におきましては、「確認」という形で意思集約を行うこととなります。

なお、協議会に提出する際は、枠で囲っておりますように、協議第何号と表記して提出するものでございます。

次に、2の議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れでございますが、ただいま御説明いたしました案件のうち、議案及び協議に係る意思決定等の流れを図を表示いたしております。

まず、(1)の議案でございますが、原則といたしまして、提案した会議で説明し、質疑・協議を行った後、決定するものでございます。

次に、(2)の協議、会議規程の第5条第2項に規定する協議事項でございますが、この協議につきましては、原則として、提案する1回目の会議では、案件の説明及び提案された案件についての質疑・協議などを行って、その場では結論を出さずに、その後、各委員の検討期間を設け、提案された次の会議、次回、2回目の会議で改めて質疑・協議を行った上で、意思集約を図り、確認をするものでございます。

なお、2回目の会議でも意思集約ができず、継続協議となる場合も考えられます。

また、下の欄外に 印で記載しておりますように、案件に関しまして委員の間で意見が一致しており、今後の協議スケジュール等を勘案して、提案したその日に確認することについて協議会として合意が得られたときには、提案した会議において、即、意思集約、確認をするという例外的な取り扱いをする場合もございます。

以上がこの資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの22ページにお戻り願います。

次に、会議規程の第6条でございますが、第6条は傍聴でございます、会議は傍聴することができること、また会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める旨を規定いたしております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項で、議長は会議録を調製すること、次の

23ページの第2項で、会議録は議長が指名する2人の委員が署名する旨、規定しております。

次に、第8条では会議録等の公開、第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定いたしております。

以上、議案第1号についての説明を終わります。

続きまして、議案第2号について御説明をいたします。

資料の25ページをお開き願います。

議案第2号高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程についてでございますが、合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため、ただいま御説明をいたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本議案を提出するものでございます。

次の26ページの会議傍聴規程をごらんいただきたいと存じます。

まず、第2条の傍聴席の区分等でございますが、第1項では、傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分すること、第2項では、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときはこれを制限することができる旨、規定いたしております。

次に、第3条は、傍聴の手續について規定しておりまして、傍聴証につきましては、受付順に交付することといたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条につきましては、会議を妨害するおそれ、その他の理由により傍聴席に入ることができない者について規定をいたしております。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

第6条は、傍聴人の守るべき事項、第7条は、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止、第8条は職員の指示、第9条は会議が非公開となった場合の傍聴人の退場、第10条は傍聴人が規程に違反したときの議長が講ずる措置について、それぞれ規定いたしております。

なお、次の28ページには傍聴受付票の様式、29ページには傍聴証の様式を記載しております。

以上が議案第2号についての説明でございます。

続きまして、30ページをお開き願いたいと存じます。

議案第3号高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程についてでございますが、高松市・庵治町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関して必

要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

まず、会議録等閲覧規程第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるものとしたしております。

次に、第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では、閲覧に供しない場合について規定いたしております。

次に、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について、規定いたしております。まして、協議会の事務局及び高松市、庵治町の所定の場所で閲覧できることとしたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について、規定いたしております。

なお、33ページには、会議録等閲覧請求書の様式を記載いたしております。

以上が会議録等閲覧規程についての説明でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から第3号までの説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、議案第1号から議案第3号までの3件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までの3件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。御異議ございませんので、議案第1号から議案第3号までの3件は、原案のとおり決定いたしました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、谷本繁男高松市議会議長さんと高砂清一庵治町議会

議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第4号及び議案第5号につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第4号及び第5号について御説明いたします。

資料34ページをお開き願います。

まず、議案第4号高松市・庵治町合併協議会幹事会規程についてでございますが、合併協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、規約第12条第2項の規定により、「会長が会議に諮り別に定める」と規定されておりますことから、この規定に基づき、議案として提出するものでございます。

次の35ページをごらんいただきたいと思います。

まず、幹事会規程第2条の所掌事務でございますが、この幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整をするほか、両市町の合併に必要な事項について、協議・調整をすることといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、次の36ページの別表をごらんいただきたいと思います。36ページの別表でございます。この幹事につきましては、別表にございますように、高松市は、助役2名と総務部長、企画財政部長、庵治町は、収入役、教育長、総務企画課長、住民福祉課長のそれぞれ4名をもって充てることといたしております。

以上が幹事でございます。

恐れ入りますが、35ページにお戻りいただきたいと思います。

35ページの第5条でございますが、第5条では、幹事の互選により幹事長及び副幹事長を置くことといたしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が会議の議長となることといたしております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置き、実務的な協議または検討を行うことといたしております。

なお、この部会の詳細につきましては、次の幹事会部会規程の中で御説明をいたします。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員等の出

席を求めることができることといたしております。

次に、36ページに参りまして、第9条は、会議の協議・調整経過、結果についての会長への報告、第10条は、幹事会の庶務についての規定でございます。

以上が幹事会規程でございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第5号高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程についてでございますが、幹事会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、幹事会規程第7条の規定により、議案として提出するものでございます。

次の38ページをお開き願います。

幹事会部会規程の第2条、部会の所掌事務でございますが、部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、両市町の合併に関する協議など、規約の第3条に掲げる事項について、実務的に協議、調整することといたしております。

次に、第3条の組織でございますが、組織につきましては、40ページをごらんいただきたいと存じます。

40ページの別表でございますが、部会につきましては、40ページから43ページにかけて記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置するものとし、部会の委員には、表の中に記載している職に就いております高松市と庵治町の職員をもって充てることといたしております。

以上が部会でございます。

再び38ページに戻っていただきまして、第4条は、部会長の職務についての規定でございます。

次に、第5条でございますが、会議は、事務局長の要請、または部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また関係する部会と合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございますが、部会長は、会議の協議の概要及び結果について幹事会に報告することといたしております。

次の39ページ、第7条は、庶務の規定でございます。

以上が幹事会部会規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第4号及び議案第5号を一括してお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。御異議ございませんので、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては関連がございますので、一括して議題とします。

事務局から説明いたさせます。

事務局次長（加藤） それでは、議案第6号及び第7号について御説明いたします。

資料44ページをお開き願います。

まず、議案第6号平成16年度高松市・庵治町合併協議会事業計画についてでございますが、次の45ページに事業の内容を記載いたしております。

45ページでございますが、平成16年度におきましては、合併に関する協議を行うとともに、住民の皆様の理解をより一層深めていただくための情報提供に努めるなど、そこに記載しておりますような事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1に、合併協定項目の協議でございます。後ほど議案第8号として、項目の設定について御審議をいただく合併協定項目について協議を行うものでございます。

2点目は、行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整でございます。御承知のように、合併協定項目の協議をしていくためには、両市町の行政制度・事務事業の調整が不可欠となりますことから、そのための基礎資料といたしまして、行政制度・事務事業の現況調査を実施するとともに、両市町で異なる行政制度等の合併後における取り扱いについて、部会、幹事会等で協議し、調整が調ったものから順次、合併協議会に諮っていくものでございます。

3点目は、建設計画の作成でございます。合併する市町のマスタープランとなる建設

計画の作成を行うものでございます。

4点目は、合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供でございます。合併協議会だよりやホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、合併関係資料などをできるだけわかりやすい形で情報提供してまいります。

以下、5点目として、協議会、幹事会、部会等の開催、6点目として、合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究、7点目として、その他必要な合併に関する調査研究をそれぞれ実施してまいります。

続きまして、46ページをお開き願います。

46ページには、参考資料として想定される今後の合併協議会スケジュールを記載しております。

この合併協議会におきましては、今後、行政制度等の現況調査並びに調整を行う中で、建設計画の作成のほか、後ほど項目設定について御審議をいただくことになっている、それぞれの合併協定項目について、合併すると仮定して、合併後の取り扱いについて協議を行ってまいります。この資料では、合併協議会での協議を終えた後の合併協定書の調印、両市町議会の議決、両市町議会で可決された場合の県知事への合併申請、総務大臣の告示など、新市の誕生までの想定されるスケジュールを記載しておりますが、現行の合併特例法のさまざまな財政支援措置などを受けるためには、資料の右の少し下あたりにございませう県知事への合併申請を来年3月31日までに終えておく必要がございます。

以上が想定される今後の合併協議会スケジュールでございます。

以上、平成16年度事業計画についての説明を終わります。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第7号平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算について御説明いたします。

次の48ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,840万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の49ページの第1表のとおりでございます。

次に第2条、歳出予算の流用についてでございますが、平成16年度中の当協議会の歳出予算の支出に当たりましては、予算額に不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要

に応じて流用することができるかとさせていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

次に、歳入歳出予算の内訳について御説明をいたします。

資料50ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,420万円を計上いたしております。説明欄に両市町の負担金額を記載しておりますが、この負担金の額につきましては、先ほど報告事項の規約に関する協議書の中で御説明いたしました経費負担の考えに基づいて、高松市が963万5,000円、庵治町が456万5,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金につきましては、補助率が2分の1でございまして、歳出予算総額の2分の1の1,420万円を計上いたしております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出予算の内訳について御説明いたします。

まず、運営費のうち、会議費217万6,000円でございますが、この内訳といたしましては、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室の使用料、放送録音機器借上料などがございます。

次に、事務費507万4,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の経費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費などがございます。

次に、52ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、総額で2,105万1,000円を計上いたしております。

その内訳でございますが、合併協議会だよりの発行に伴う経費、ホームページの開設・管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等がございます。

以上が歳出予算の内訳でございまして、歳入歳出予算の総額は2,840万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度合併協議会予算の説明を終わります。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第6号及び議案第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第6号及び議案第7号を一括してお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号及び議案第9号につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第8号及び議案第9号について御説明いたします。

資料53ページをお開き願います。

まず、議案第8号合併協定項目について御説明をいたします。

本合併協議会では、合併に関する協議、建設計画の作成等を行うこととなっておりますが、住民負担やサービスにかかわる合併協議の根幹にかかわる事項等につきましては、合併協定項目として設定し、本協議会で協議することといたしております。

次の54ページには、この協議の対象となる事項を性質別に分類した合併協定項目を記載しておりますが、まず大分類1の基本的な協議事項が、1の合併の方式から5の財産の取扱いまでの5項目、大分類2の合併特例法に定める協議事項が、6の地域審議会の取扱いから10の一般職の職員の身分の取扱いまでの5項目、大分類3のその他協議事項が、11の町名・字名の取扱いから24の各種事務事業の取扱いまでの14項目、及び次の55ページの最後にごございます大分類4の建設計画に係る協議事項と、大きく四つに分けております。

これらの事項につきましては、どのような項目を合併協定項目にするかなどの明確な基準はございませんので、国が作成いたしました運営マニュアルや先進地域の事例などを参考にして作成をしたものでございます。

なお、それぞれの合併協定項目に1番から25番までの番号が、また24の各種事務事業の取扱いでは、24-1番から24-22番までの番号が付されておりますが、これは

協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号でございます。

各合併協定項目の内容につきましては、次の56ページ以降にその内容を記載しておりますので、簡単に御説明いたします。

56ページをお開きください。

まず、大きな分類の1、基本的な協議事項のうち、1の合併の方式につきましては、新設合併とするか、編入合併とするかを協議するものでございます。このどちらの方式をとるかで、市の名称、特別職の職員、議会議員、農業委員、条例規則等の取り扱いが決まってくる最も基本的な事項でございます。

次に、2の合併の期日につきましては、合併の手續に要する期間や住民のサービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など法的な手續や合併準備作業に要する期間も考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、合併特例法の期限にも留意をする必要がございます。

次に、3の市の名称につきましては、新設合併の場合は、両市町が廃止されるため、合併後の市の名称を定める必要があり、編入合併の場合は、通常、編入する市町の名称といたします。

次に、4の市の事務所の位置につきましては、新設合併の場合は、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は編入する市町の事務所の位置となります。

次に、5の財産の取扱いにつきましては、両市町が保有する土地、建物など、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置をしていくというのが原則でございます。また、財産区の取り扱いについても、この項目で協議するものでございます。

次の大きな分類の2は、合併特例法に定める協議事項でございます。

まず、6は地域審議会の取扱いでございます。地域審議会は、合併前の市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に対して、その長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べることができる組織でございますが、この地域審議会を設置するかどうかを協議するものでございます。

次に、7の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

次に、8の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましても、議会の議員と同様に、合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するも

のでございます。

次に、9の地方税の取扱いにつきましては、両市町で税目、税率に著しい不均衡があり、合併後、直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠く、そのように認められる場合には、合併特例法では、合併が行われた年度の日の属する年度及びこれに続く5年度に限りまして、不均一の課税を行うことが認められておりますが、この不均一課税をするかどうか、また、する場合の税目や実施時期等について協議するものでございます。

次に、10の一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、一般職の職員が引き続きその身分を保有するように措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るよう協議をするものでございます。

続きまして、57ページをごらんいただきたいと存じます。

大きな分類の3、その他の協議事項でございます。

まず、11の町名・字名の取扱いにつきましては、町名・字名は、地域の歴史や文化により、住民の愛着がございますことから、両市町の意向を尊重して協議することとなります。

次に、12の慣行の取扱いにつきましては、両市町がそれぞれ定めている市町の章、都市宣言、憲章、市町の花・木などの慣行につきまして、その取り扱いを協議するものでございます。

次に、13の事務組織及び機構の取扱いにつきましては、合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議するものでございます。また、支所、出張所を設ける場合には、位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

次に、14の条例・規則等の取扱いにつきましては、新設合併の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効いたしますので、合併後の市において、条例・規則等を新たに制定する必要がございます。編入合併の場合は、編入される市町の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されます。

次に、15の特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、新設合併の場合には、特別職の職員は全員身分を失い、編入合併の場合は、編入される市町の特別職は身分を失うこととなります。このような特別職の職員の処置について協議をするものでございます。

次に、16の一部事務組合等の取扱いにつきましては、両市町が構成団体となっている一部事務組合について、合併後に構成団体に変動が生じますことから、その取り扱いにつ

いて協議するものでございます。また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体についても、その取り扱いについてこの項目の中で協議するものでございます。

次に、17の附属機関等の取扱いにつきましては、両市町が設置いたしております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取り扱いについて協議をするものでございます。

次に、18の公共的団体等の取扱いにつきましては、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきましては、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされておりますことから、その取り扱いについて協議するものでございます。

次に、19の消防団の取扱いにつきましては、その組織のあり方について協議するものでございます。

次に、20の使用料・手数料等の取扱いにつきましては、両市町間で、同一目的の施設の使用料や各種の証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合に、合併に際してあらかじめ調整する必要がございますことから、その取り扱いを協議するものでございます。

続きまして、58ページをお開き願いたいと存じます。

21の各種団体への補助金・交付金等の取扱いにつきましては、両市町が交付しております各種団体への補助金・交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

次に、22の国民健康保険事業の取扱い、23の介護保険事業の取扱いにつきましては、市町が保険者となって運営しております、保険料等が両市町で異なりますことから、合併に際して、一元化を図るため協議をするものでございます。

次に、24の各種事務事業の取扱いでございますが、さらに22に細かく分類いたしております。

この各種事務事業の取扱いにつきましては、ただいま御説明をいたしました23項目のほか、電算システム事業や広聴広報事業を初め、両市町で実施しております、あらゆる分野の住民負担や行政サービスに係る各種の事務事業について、調整を行う必要がございますことから、58ページの中ほどにございます24-1電算システム事業から次の60ページの24-22その他の事業までを合併協定項目として設定し、協議を行うものでござ

います。本日は、時間の関係もございますことから、個々の事項の説明は省略をさせていただきます。

次に、60ページの最後、大きな分類の4、建設計画に係る協議事項でございますが、合併特例法に基づき、合併後の市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため、協議を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたような合併協定項目を設定し、今後、協議を進めていこうというものでございます。

以上が議案第8号合併協定項目についての説明でございます。

続きまして、61ページをお開き願いたいと存じます。

議案第9号について御説明いたします。

議案第9号合併協定項目の協議方針についてでございますが、ただいま御説明いたしました合併協定項目の協議方針を定めるものでございます。

次の62ページをごらんいただきたいと思います。

この合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目を協議するに当たって、どのような考えをもとに協議するかという基本原則、基本姿勢を定めたものでございます。

まず、1の基本的な考え方といたしまして、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合、調整を行うこととするものでございます。

次の2は、基本原則でございます。

まず、1番目の原則は、一体性確保の原則でございます。合併後、住民生活に支障が生じることがなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、住民福祉向上の原則でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として、協議を行うものでございます。

3番目は、負担公平の原則でございます。住民負担や行政サービスの格差がある場合は、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めることを基本として、協議を行うものでございます。

なお、合併後に住民サービス、負担に急激な変化が生じる場合の緩和策等につきまして

も、十分に配慮をし、協議をするものでございます。

4番目は、健全な財政運営の原則でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮し、協議を行うものでございます。

5番目は、行政改革推進の原則でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的、効果的に実施されるよう見直ししていくことを基本として、協議を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第8号及び議案第9号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました議案第8号及び議案第9号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御意見ないようでございますので、議案第8号及び議案第9号を一括してお諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号につきましては、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第4（3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（3）の協議事項に移ります。

なお、協議事項につきましては、先ほど会議規程の説明の際にも申し上げましたとおり、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第2回会議において、改めて質疑、協議等を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてから協議第4号市の事務所の位置（協定項目第4号）についてまでを一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号から協議第4号について御説明いたします。

資料 6 3 ページをお開き願いたいと存じます。

6 3 ページでございますが、ここには協議第 1 号と表記いたしておりますが、先ほど会議規程の中の会議における意思決定等で御説明いたしましたとおり、この協議事項につきましては、協議会で意思集約が図られた、協議が調ったものを、決定ということではなく、確認するという取り扱いをするものでございます。

また、このページの中ほど、枠のすぐ下側に「平成 年 月 日確認」という記載がございますが、ただいま申し上げましたように、それぞれの協定項目につきまして協議が調った日を記入するためのものでございます。

それでは、協議第 1 号について説明させていただきます。

協議第 1 号合併の方式（協定項目第 1 号）についてでございます。

合併の方式につきましては、今後の合併協議の基本となる事項でございまして、これにより、各種の行政制度、事務事業の調整方針や建設計画の作成方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる基本的な項目でございます。このたび、第 1 回会議の開催に当たりまして、高松市と庵治町との間で協議、調整を行った結果、6 3 ページの中ほどの枠の中に記載しておりますように、合併の方式につきましては、「木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」と、編入合併の方式を提案することとしたものでございます。このことによりまして、本日、これに関連いたします、合併の期日、市の名称、市の事務所の位置につきましても、協議第 2 号から協議第 4 号としてあわせて提案しているものでございます。

その下側には編入合併についての考え方を記載しております。ページの一番下に 印で記載しておりますように、この考え方は、あくまで先進地域の事例を参考に、高松市と庵治町に当てはめた合併の方式に関する一般的な考え方でございます。

その考え方でございますが、「高松市と庵治町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圈・都市圏を形成していること、さらには合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の庵治町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」とい

うものでございます。

なお、次の64ページ以降には、合併の方式につきましての参考資料を掲載しております。

64ページをごらんいただきたいと存じます。

64ページの資料1でございますが、合併の方式につきましては、何をもって新設合併とするか、編入合併とするかという明確な基準はどこにも規定されてございません。この資料には、他の地域における最近の新設合併と編入合併の事例をまとめておりまして、新設合併の事例といたしましては、西東京市など5市、編入合併の事例といたしましては、新潟市など5市の事例を記載いたしております。

続きまして、65ページをごらんいただきたいと存じます。

65ページの資料2は新設合併と編入合併の比較でございます。この新設合併と編入合併の比較につきましては、合併の方式を協議する際の検討材料となる重要な内容でございますことから、本日、提案をいたしております編入合併について、簡単に御説明させていただきますと存じます。

まず、定義でございますが、編入合併とは、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することとされております。

次に、法人格でございますが、編入合併では、編入する市町村の法人格は残り、全部が編入される市町村の法人格はなくなります。

次に、合併市町村の名称でございますが、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の名称となります。

次に、事務所の位置でございますが、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の事務所の位置となるものでございます。

次に、市町村の長につきましては、編入合併では、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は合併により失職いたします。

次に、議会の議員についてでございますが、その定数・任期については、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置で、その取り扱いについて違いがございます。

編入合併の場合は、地方自治法による原則では、合併の時点で、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職をいたします。なお、合併によりまして議員定数が増加する場合には、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合でございますが、編入合併で特例を採用す

る場合は、次のいずれかになります。

まず は、いわゆる定数特例を採用する場合がございます。編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うことになります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙においてもこの特例定数をとることができます。

次に、 は、いわゆる在任特例でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合に、さらに最初の一般選挙において、編入合併の特例定数を採用することができます。

以上が議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、農業委員会の委員につきましても、原則と合併特例法の特例で取り扱いに違いがございます。編入合併の場合は、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、編入される市町村の委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任をすることができます。

次に、特別職の職員でございますが、長の場合と同様に、編入合併では、編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は失職をいたします。

次に、一般職の職員についてでございますが、編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員、編入する市町村に引き継がれます。

次に、条例・規則でございますが、編入合併では、編入する市町村の条例・規則を適用することになります。なお、合併に伴い、必要な改正を行うことになります。

最後の建設計画の作成でございますが、編入合併では、少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要があるとされております。

以上、資料について説明させていただきましたが、冒頭申し上げましたように、両市町の行財政規模や都市機能など、自治体の現状等を総合的に判断して、市町協議の上、編入合併の方式を提案するものでございます。

以上が協議第1号合併の方式についての説明でございます。

続きまして、協議第2号について御説明をいたします。

資料66ページをお開き願いたいと存じます。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、このたびの合併特例法の一部改正の内容も踏まえ、両市町で協議いたしました結果、ページの中ほどの枠の

中に記載しておりますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」と提案するものでございます。

この提案の趣旨でございますが、合併するとすれば、合併特例法に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成17年3月31日までに合併をするか、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の適用期限である平成18年3月31日までに合併する必要があるでございますので、そのことを視野に入れた現時点での仮の合併の期日を設定しようというものでございます。

なお、具体的な合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況などを見きわめた上で、改めて提案することといたしております。

なお、合併の期日についての資料を次の67ページ以降に掲載いたしておりますので、簡単に説明させていただきたいと存じます。

67ページの1は、合併の期日を決定することの意義でございます、2点挙げてございます。

1点目は、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることでございます。

2点目といたしまして、合併協議会で作成をしましてまいります建設計画の計画の始まりの時期を明確にすることができるということでございます。

次に、2は、合併の期日を決定するに当たっての留意点を記載しております。

まず1点目は、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することでございます。

次に2点目は、合併の手續に要する期間を考慮することでございます。

合併の法的手続につきましては、合併協定書の調印後、さまざまな手續が定められておまして、相当の期間を要することから、この点を十分考慮した上で合併の期日を定める必要がございます。

3点目は、合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行などに、できるだけ支障がない時期を想定することでございます。特に、電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併の期日を休日の後に設定し、この休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当であるとされておりまして、最近の合併を見ましても、電算システムの円滑な移行に配慮して、連休明けに合

併の期日を設定する事例が数多くございます。

次に、68ページをお開き願います。

68ページの資料2には、参考資料ということで、先行事例の合併の期日を表にしておりますが、合併の期日につきましては、それぞれの地域の事情によりまして決められており、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。上側の1は、平成11年度以降の既に合併をした先行事例でございますが、表のとおりさまざまな事例がございます。大半が月の初日、1日に合併しております。中でも、年度の当初、4月1日に合併した事例が多数見られます。また、電算システムの移行に留意して、休日の後に合併した事例は、この中では5例ございます。

次に、下側の2、今後、合併が予定されている事例では、下から三つ目の天竜川・浜名湖地域合併協議会など、表の最後の三つの合併協議会では、改正後の合併特例法の適用を視野に入れ、平成17年4月1日以後の合併の期日を設定いたしております。

以上が協議第2号合併の期日についての説明でございます。

続きまして、協議第3号について御説明いたします。

資料の69ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第3号市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、「市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

先ほど、協議第1号におきまして、合併の方式につきましては、高松市への編入合併とすることを提案したところでございます。先ほどの資料にもございましたが、編入合併の場合には、市の名称は、通常は、編入する市町村の名称となるとされております。このようなことから、新潟市など、既に合併をいたしました幾つかの合併協議会におきましては、この合併方式についてのみ協議の項目として、市の名称につきましては、合併の方式により自動的に決まるという扱いをいたしまして、協議項目に含めていないところもございます。一方、協議項目として取り扱っているところもございますが、本合併協議会では、市の名称につきましては基本項目の一つでございまして、関心も高いことなどを勘案して、協議項目として提案したものでございます。

以上が協議第3号市の名称についての説明でございます。

続きまして、協議第4号について御説明いたします。

資料70ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第4号市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、「市の事務

所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」と提案するものでございます。

この事務所の位置とは、地方自治法の第4条に規定しております地方公共団体の事務所の位置でございまして、現在の高松市役所の位置とするものでございます。

事務所の位置につきましても、先ほどの市の名称と同様に、編入合併の場合は、通常、変更は生じないものでございますが、重要な事項でございますため協議事項としたものでございます。

以上が協議第4号市の事務所の位置についての説明でございます。

以上、簡単でございますが、協議第1号から協議第4号までの説明を終わります。どうぞよろしく御協議をお願いします。

議長（増田会長） ただいま協議第1号から協議第4号につきまして説明がありました。

この案件に関しまして御質問、御意見等がございましたら御発言を承りたいと存じます。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第1号から協議第4号につきましては、会議規程の定めによりまして、次回の第2回会議で改めて質疑、協議等を行い、意見集約を図りたいと存じます……、はい、どうぞ。

嶋野委員 嶋野と申します。

編入ということで提案されておりますが、当然、高松市の人口規模、庵治町の人口規模から申しましても、編入に異議を唱えるものではないと思うわけですが、庵治町には、御承知のとおり自然景観、また名所旧跡多々残っております。また一方、豊かな海も残っておるといことは、高松市の市長さん初め委員の皆さん方もよく御存じだと思います。そういう中で、やはり今後、次回の会議で編入ということをいろいろ議論して確定していくについて、あと、編入についていろいろ先ほど、るる説明がございましたけども、その編入合併に伴う町長の失職とか議員の失職とか、そのような問題が個々、個別具体的に出てまいろうかと思えます。その折に、先に編入ありきということが決定しておったら、もう編入したんだからこういうことになりませ、というような話では、我々も個別具体的な事案になってまいりますと、当然いろいろ御意見があろうかと思うんですが、そのような場合はどういうふうな対応をしていられるのか、また、冒頭申し上げましたように、庵治

町が編入されるに当たり、高松市の受けとめ方、どのような受けとめ方をされておるのか、少し簡単にでも結構です、御説明願えたらと思うんです。

以上です。

議長（増田会長） 一番基本の協定項目になります合併の方式、これにつきましては、編入にするのか、あるいは新設でいくのかということで以下の協議が全部変わってきますので、まず、第一番に方式を決めさせていただきたいということで提案をしておるわけですが、今お話ありましたように、もし編入ということになれば、法的に後、編入の場合は、議員が失職するとか、町長が、特別職が失職するとかということについては、もうこれは変えるわけにいきません。そういうことも含めて、編入でいくのかどうかということをお互いに十分に協議をしていただきたいと思いますし、ただ、今、御質問にありましたように、編入であれ、新設であれ、これはあくまで合併の形式上でありまして、内容として、対等に協議を行って、公平、公正にやるということについては、これは全く別問題で、編入であるからそういう協議も平等にはいかんのだというようなことでは全くございませんので、それは先ほどのただし書き等にもありましたように、十分にお互いに誠意を持って協議するというようになっております。多数決で一方的にやるというようなことは全くございません。この委員の構成もそのようになっておりますし、基本としては、あくまでも全会一致ということの基本をやりまして、これは特にお互いの信頼があって初めて成立する合併でございますので、あくまでそういう信頼関係のもとにこれから進めていきたいと思っております。

いろんな協議項目が、とにかく方式を決めることには、全部を二通りの言い方でこれからどうするか、どうするかという話になりますので、これを後にするという事になると、非常に協議が進めにくいということになりますので、そういうことで、協議第1号から4号までにつきまして、きょう御提案させていただいておりますので、そういう点も含めて十分に持ち帰って協議をいただければありがたいと思っております。

はい、どうぞ。

嶋野委員 編入ということで一応提案してはいるが、個々、個別具体的にはやはりそれを定めて、編入合併の比較ですか、ここにあるマニュアルで書いておるとおりの議論をやっていくと、それで多数決で決するものではないというようなことを議長さん申されております。

それで、編入でいった場合、庵治町をどのようなスタンスで高松市が迎えてくれるの

か、基本的なことで結構ですから、そのようなことでひとつお伺いしたいと。

議長（増田会長） 個々具体的には、建設計画の中で明らかになると思いますけれども、やはり先ほど町長さんもおっしゃられたように、合併することによってお互いの住民がよりよい生活ができるという、そういうのが基本でございますんで、いろいろこれから個々に協定項目を議論する中で、サービスの方についてはできるだけよりよい方、負担についてはできるだけ低い方ということが基本にはなりますが、そういう中でいろいろ他市の状況であるとか、財政状況等も勘案しなければいけないので、必ずしも全部が全部そういうことにはならないと思いますけれども、そこらは十分に、基本的には住民本位の立場に立って、これから協議を進めていきたいと思ひますし、特に庵治町の地域性、自然環境とか、そういうものについては最大限配慮する中で協議をしたいというふうに思っております。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。特に補足することはないですかね。いいですね。

ほかに何か。はい、どうぞ。

高砂委員 提案されております協議事項についてですが、庵治町の委員の方からも御意見がございましたように、最も基本的な内容になってくるわけで、このことについては、先ほど議長の方からも御説明がございましたように、まず本日説明を受けて、その後、次の会議において質疑を行い、その上で意思集約をしていきたいということでございますので、私、庵治町の方としましても、持ち帰って十分に協議した上で、再度、次の会において、できれば意思集約をしていきたいというふうに考えておりますので、そのような進め方でよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかにないようでございますたら、先ほど申し上げましたように、協議第1号から協議第4号までにつきましては、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきたいと存じます。

会議次第5 その他 （1）市町合併の手續の概要について

（2）高松市・庵治町の主なデータ等について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5その他でございますが、まず（1）の市町合併の概要について及び（2）の高松市・庵治町の主なデータ等についてを事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、市町合併の概要等について御説明いたします。

資料72ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、別紙1市町合併の概要でございますが、市町合併に係る手続関係につきまして表にまとめたものでございます。手続といたしましては、まず、関係市町間で事前の協議を行った後、合併協議会の設置についてそれぞれの議会に諮り、承認を得ます。この場合、住民発議による手続もございます。その後、会長、副会長、委員の選任などの事前の協議を行い、合併協議会を設置、発足させます。中段の枠の中に記載されておりますように、合併に係る協議や市町建設計画に係る協議を行い、合併協議会の協議が成立いたしますと、再び両市町の議会に諮り、それぞれの議会で市町合併について承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行うということになります。知事は、この両市町の申請に基づきまして、県議会の議決を経て合併の決定を行い、その旨を総務大臣に届け出ます。総務大臣は、この届けを受理したときは、直ちにその旨を告示をするとともに、これを国の関係行政機関の長に通知をいたします。両市町の合併の処分は、総務大臣の告示により、その効力を生じることとなっております。

以上が、簡単でございますが、合併手続の概要でございます。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと存じます。

73ページには、別紙2ということで、高松市と庵治町の主なデータ等を記載してございます。表にございますように、市制・町制の施行日や、市町の花、木、面積、人口、財政状況等、両市町の主なデータを掲載しておるものでございます。また後ほどごらんいただければと存じます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました件について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5（3）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にございませんでしたら、次に（3）の高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の71ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の（3）でございます。高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定についてでございますが、次回の第2回会議につきましては、来月7月2日、金曜日の午前10時30分から庵治町役場での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議の開催日のおおむね1週間前に送付いたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということで事務局からの説明でございました。

この際、せっかくの機会でございますので、何か特に御発言等の要望がございましたら承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

小西委員 小西と申します。私、庵治の方にはいろいろ御縁が、「世界の中心で、愛をさけぶ」の映画の支援団体として何度も訪れております。非常に残念ながら、写真館の跡が消えてなくなってる、観光につながらないという状態もよく存じ上げておりますが、先ほどの東京からの電話で、映画入場数が300万人突破ということは、香川県だけじゃなくして全国の方がごらんになって、これから映画の撮影場所、ロケ場所へ今でもたくさんの若い人たちは行っと思いますが、訪れて、それが観光につながるというふうな手だてで、昨日も「007」のことで県のプロデューサーとまたいろいろ相談して、今あと3本ほど映画の誘致が舞い込んでおりますが、すべて立ち会って、映画の成り立ちというものはどういうふうに考えて、どういうふうにそういう形で設置、あと観光につなげていくか、そういうことも、皆さん多分御一緒に試写会はおいでとったのを拝見しておりますが、もう撮影が終わったらあとどうとでもなれというんじゃなくして、やっぱり観光の目玉という形で創意工夫して、お金が落ちるような状態に持っていくと、なおいいんじゃないか。それが観光なんです。そのための仕掛けなんです、映画の誘致というのは。全国に知っていただくため、世界に知っていただくためにやりよるわけで、だからその中的一部分として、庵治町は根拠地として、人の手配とか、あれも裏側で全部やっております。それをどう生かすかというのは住んでる人の気持ち次第ですよ。

きょう4時からまた、大沢たかおさんから出演者一同が舞台あいさつするように、東京

でなっております。300万人突破ですよ、はや。その追っかけが来るんです、必ず。「機関車先生」もそうです。最初のプロデューサーと話すとこからお金を県が出さないで誘致するんですよ。それを生かさないとどうしますか。もっと生かしてくださいよ。せっかくあったんだから駐車場にしないで何とか生かしてください。牟礼町みたいに8億円も出して土地を買うよりはずっといいですよ。

議長（増田会長） はい、よろしいですか。

梶河副会長 確かに、雨平写真館というすばらしい写真館ができておったわけですが、一方で、庵治には人が生活しておるわけです。御承知かと思いますが、庵治の幹線道路なんです。県道でございまして、ほかに北へ抜ける道がございませぬ。2車線でしかございませぬ。あそこへ写真館を残すという考え方に立ちますと、中へ入る人が大変な迷惑を受ける。夏なんかは、とにかく一本道でございまして、海水浴においでの方の車ちゅうのはすごいんですね。町民の生活は成り立たなくなる。写真館があればそこをブレーキを踏まれると思うんですね、通る方は。すると、もう交通渋滞が起こって、小さな町ですけど、大体町の真ん中でございまして。そういうことになると、これは地域の住民の生活は成り立たない。非常に苦しいところ。確かに、あの雨平写真館というのはすばらしいと思いたけれども、なかなかあの場所へ残すわけにはまいらん。どっかほかへというふうな考え方はありますけど、これは今後考えなければいけないという話かと思えます。

小西委員 それは住んどる人の知恵ですよ。知恵ですよ。知恵を出したらいいわけで、そろばんはじいてすることじゃないんですよ、永久的にそれが一つのロケーションとして残るんですから。ああいう場所だからこそ誘致できたんですよ。マイナスをプラスに変えたんですよ。そのぐらいな気持ちでお願いできないと、裏方でやっとな人間はやれませんわ。苦情がもう大変なんですよ。お願いします、何とか。

梶河副会長 それはいろいろと考え方はございまして。庵治の住民としたら、今まで、御存じあるかどうかわかりませんが、年末年始というのは八栗寺へお参りする参拝客が物すごい。庵治から出たり入ったりするのがもう住民大変というのが過去のこと。今は道路事情がよくなりまして抜けられるようになりましたけれども、今の写真館を設置したら、これは町長としては、私は庵治におれんと思う。町長は務まらんと思う、そこへ写真館を残したんでは。そういうことがあって、あそこの場所へというふうなことを言ってきておいでの方は何人もおりますけど、ちょっとそこは無理がある。やはり住民の生活を犠牲にして香川県の観光をと言われてもそれはいけない。それはやはり住民の生活を何とか成り立

つように県がしてくれなきゃいかん。県道なんですから県道をかわして、それでそういうものを残すようにというふうにしてくれるのならわかります。現在、それをやると……

小西委員 そのことをおっしゃっていただいたのかな。

梶河副会長 県会議員のある人には申し上げます。

小西委員 映画好きの人。

梶河副会長 え。

小西委員 だれ。

梶河副会長 そういう関係の人です。

小西委員 ああ、わかりました、わかりました。牟礼と一緒にですね。

議長（増田会長） 御要望として承って……。

三笠委員 小西さん、要望として言うんじゃない。強行な要望というんじゃないかんで、それは。

小西委員 え。

三笠委員 強行な要望というんじゃないかんで。

小西委員 いや、そんなんじゃないんです。御報告として……。

三笠委員 いや、報告では、さっきの言い方はちょっときつい、きつい。

議長（増田会長） まあ、大ヒットになっとなですから、何かお互いにいい方法があればいいと思いますし、またそれこそ観光の項目もありますんで、そういうときにもまた議論できるかもわかりませんが……。

はい、ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので。

それじゃあ、もうきょうは大分時間も経過しましたので、本日の会議をこれで終了したいと思います。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜りまして、まことにありがとうございました。

これもちまして高松市・庵治町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。

大変御苦勞さまでございました。今後ともよろしく願いたします。

午後 3時42分 閉会

會議錄署名委員

委員

谷本繁男

委員

高所清一